

（一括値引きがある場合の適格簡易請求書の記載）

問 60 当社は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。当社では、飲食料品と飲食料品以外のものを同時に販売した際に、合計金額（税込み）から 1,000 円の値引きができる割引券を発行しています。

令和 5 年 10 月から、顧客が割引券を使用し、値引きを行った場合、当社が発行するレシートには、どのような記載が必要となりますか。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

飲食料品と飲食料品以外の資産を同時に譲渡し、割引券等の利用により、その合計額から一括して値引きを行う場合、税率ごとに区分した値引き後の課税資産の譲渡等の対価の額に対してそれぞれ消費税が課されることとなります。

そのため、適格簡易請求書であるレシート等における「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」は、値引き後のものを明らかにする必要があります。

なお、税率ごとに区分された値引き前の課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額と税率ごとに区分された値引額がレシート等において明らかとなっている場合は、これらにより値引き後の課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額が確認できるため、このような場合であっても、値引き後の「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」が明らかにされているものとして取り扱われます。

また、レシート等に記載する「消費税額等」については、値引き後の「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」から計算することとなります。

ご質問の場合、レシートの記載方法としては次のようなものがあります。

（参考） 顧客が割引券等を利用したことにより、同時に行った資産の譲渡等を対象として一括して対価の額の値引きが行われており、その資産の譲渡等に係る適用税率ごとの値引額又は値引き後の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額が明らかでないときは、割引券等による値引額をその資産の譲渡等に係る価額の比率によりあん分し、適用税率ごとの値引額を区分し、値引き後の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額を算出することとされています。

その資産の譲渡等に際して顧客へ交付する領収書等の書類により適用税率ごとの値引額又は値引き後の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額が確認できるときは、その資産の譲渡等に係る値引額又は値引き後の税抜価額又は税込価額の合計額が、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当することとされています。

したがって、例えば、軽減税率の適用対象とならない課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額からのみ値引きしたとしても、値引額又は値引き後の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額が領収書等の書類により確認できるときは、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当します。

(例) 雑貨 3,300 円 (税込み)、牛肉 2,160 円 (税込み) を販売した場合

【値引き後の「税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」を記載する方法】

スーパー〇〇
東京都・・・
登録番号 T1234567890123
XX 年 11 月 1 日

領 収 書

牛肉 ※	¥2,160
雑貨	¥3,300
小計	¥5,460
割引	¥1,000
合計	¥4,460

① (10%対象 ¥2,696
内消費税 ¥245)
(8%対象 ¥1,764
内消費税 ¥130)

※印は軽減税率対象商品

① 値引き後の税込価額を税率ごとに区分して合計した金額

(注) 値引額は以下のとおり、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。

10%対象 : $1,000 \times 3,300 / 5,460 \div 604$

8%対象 : $1,000 \times 2,160 / 5,460 \div 396$

また、値引き後の税込価額は次のとおり計算しています。

10%対象 : $3,300 - 604 = 2,696$

8%対象 : $2,160 - 396 = 1,764$

「消費税額等」は値引き後の税込価額から計算します。

【値引き前の「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」と税率ごとの値引額を記載する方法】

スーパー〇〇
東京都・・・
登録番号 T1234567890123
XX 年 11 月 1 日

領 収 書

牛肉 ※	¥2,160
雑貨	¥3,300
小計	¥5,460

① (10%対象 ¥3,300)
(8%対象 ¥2,160)

割引 ¥1,000

② (10%対象 ¥604)
(8%対象 ¥396)

合計 ¥4,460
(10%対象消費税 ¥245)
(8%対象消費税 ¥130)

※印は軽減税率対象商品

① 値引き前の税込価額を税率ごとに区分して合計した金額

② 税率ごとの値引額

(注) 値引額は以下のとおり、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。

10%対象 : $1,000 \times 3,300 / 5,460 \div 604$

8%対象 : $1,000 \times 2,160 / 5,460 \div 396$

※ ①及び②の記載がそれぞれある場合、値引き後の「税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」の記載があるものとして取り扱われます。

10%対象 : $3,300 - 604 = 2,696$

8%対象 : $2,160 - 396 = 1,764$

「消費税額等」は値引き後の税込価額から計算します。

(端数値引きがある場合の適格請求書の記載)

問 61 当社は、事業者に対して食料品などの卸売を行っています。取引先に対する請求に際して、当該請求金額の合計額の端数を値引きすることがあるのですが(いわゆる「出精値引き」)、適格請求書等保存方式においては、請求書の記載についてどのような対応が必要ですか。【令和4年4月追加】

【答】

ご質問のように課税資産の譲渡等の対価の額の端数を値引きする場合、値引きの時期が課税資産の譲渡等を行う前か後かで以下のように対応が分けられます。

- ① 既に行った課税資産の譲渡等の対価の額に係る値引きである場合、売上げに係る対価の返還等として処理する
- ② これから行う課税資産の譲渡等の対価の額に係る値引きである場合、課税資産の譲渡等の対価の額から直接減額して処理する

なお、値引きの時期が課税資産の譲渡等を行う前か後かについて厳密な区分が困難である場合は、①と②のいずれの処理を行っても差し支えありません。

1 売上げに係る対価の返還等として処理する方法(上記①)

既に行った課税資産の譲渡等の対価の額の端数の値引きである場合、当該課税資産の譲渡等に対する値引きについては適格返還請求書を交付することとなりますが、適格請求書と適格返還請求書のそれぞれの記載事項を満たして一の書類で記載することもできます。

この場合、貴社が行う出精値引きは既に行った個々の取引のいずれかに対して値引きを行う性質のものではなく、その請求全体に対して値引きを行うものであるため、適格返還請求書の記載事項である「売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容」は、適格請求書の記載事項である「課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容」と同一となることから、記載する必要はありません。

また、例えば、標準税率の取引のみを行っているなど、取引に係る適用税率が単一である場合、適格返還請求書の記載事項である売上げに係る対価の返還等の金額に係る「適用税率」に関しても同様に、適格請求書の記載事項である「適用税率」とは別に記載する必要はありません。

なお、適格返還請求書は、売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率のいずれか一方のみの記載が求められている(両方記載することも可能です。)ことから、適用税率を記載した場合は、「売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等」の記載を省略することができます。

貴社が帳簿に記載する「売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容」については、端数値引きによる対価の返還等であることが明らかな記載であれば問題ありません。

【売上げに係る対価の返還等として処理する際に交付すべき適格請求書と適格返還請求書を一の書類で交付する場合の記載例】

請求書				
No		日付	品名	金額
1	10/1	オレンジジュース※	100 円	
2	10/1	キッチンペーパー	1,000 円	
3	10/1	リンゴジュース※	300 円	
⋮	⋮	⋮	⋮	
10%対象		税抜 5,200 円	消費税額 520 円	
8%対象		税抜 5,100 円	消費税額 408 円	
総計			11,228 円	
値引き	No 2	10%対象	▲228 円	
御請求額			11,000 円	

※印は軽減税率対象商品

△△商事(株)
登録番号 T1234567890123

本件出精値引きの場合には、「売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容」について、個別の取引内容を記載する必要はありません。

値引き	No 2	10%対象	▲228 円
-----	------	-------	--------

また、税率が単一の場合は、「売上げに係る対価の返還等の金額に係る適用税率」を記載する必要はありません。

出精値引き	No 2	10%対象	▲228 円
-------	------	-------	--------

2 課税資産の譲渡等の対価の額から直接減額して処理する方法（上記②）

これから行う課税資産の譲渡等の値引きである場合、課税資産の譲渡等の対価の額から直接減額して処理することとなりますので、適格請求書には、値引き後の対価の額に係る消費税額等の記載が必要となります。

また、標準税率及び軽減税率対象の取引を同時に行う場合の出精値引きについては、当該出精値引額をその資産の譲渡等の価額の比率によりあん分し、適用税率ごとに区分する必要があります。

なお、この場合において、例えば、標準税率対象のものからのみ値引きを行うとしても値引額又は値引き後の対価の額が明らかとなっていれば、合理的に区分されているものに該当します（軽減通達 15）。軽減対象資産の譲渡等とそれ以外の資産の譲渡等を一括して値引きする場合の適格簡易請求書の記載方法については、問 60《一括値引きがある場合の適格簡易請求書の記載》をご参照ください。

【課税資産の譲渡等の対価の額から直接減額して処理する場合の記載例】

請求書			
株〇〇御中		XX 年 11 月 1 日	
No	日付	品名	金額
1	10/ 1	オレンジジュース※	100 円
2	10/ 1	キッチンペーパー	1,000 円
3	10/ 1	リンゴジュース※	300 円
⋮	⋮	⋮	⋮
10%対象		税抜 5,200 円	消費税額 520 円
8 %対象		税抜 5,100 円	消費税額 408 円
総計			11,228 円
出精値引き			▲228 円
値引き後総計			11,000 円
10%対象	税抜 5,096 円	消費税額	509 円
8 %対象	税抜 4,996 円	消費税額	399 円

※印は軽減税率対象商品

△△商事(株)
登録番号 T 1234567890123

「出精値引き」額を合理的に区分
(資産の譲渡等の税抜価額の比率で按分)

《10%対象》
 $228 \text{ 円} \times 5,200 / (5,200 + 5,100)$
 $\div 115 \text{ 円 (税込値引額)}$
 $(5,200 \text{ 円} + 520 \text{ 円}) - 115 \text{ 円} = 5,605 \text{ 円 (値引き後の税込対価の額)}$
 $5,605 \text{ 円} \times 10 / 110 \div 509 \text{ 円 (値引き後の対価に係る消費税額)}$
 $5,605 \text{ 円} - 509 \text{ 円} = 5,096 \text{ 円 (値引き後の税抜対価の額)}$

《8 %対象》
 $228 \text{ 円} \times 5,100 / (5,200 + 5,100)$
 $\div 113 \text{ 円 (税込値引額)}$
 $(5,100 \text{ 円} + 408 \text{ 円}) - 113 \text{ 円} = 5,395 \text{ 円 (値引き後の税込対価の額)}$
 $5,395 \text{ 円} \times 8 / 108 \div 399 \text{ 円 (値引き後の対価に係る消費税額)}$
 $5,395 \text{ 円} - 399 \text{ 円} = 4,996 \text{ 円 (値引き後の税抜対価の額)}$

標準税率 10%対象 (又は軽減税率 8 %対象) のものからのみ値引きを行ったとしても、値引額又は値引き後の対価の額が明らかとなっていれば、合理的に区分されているものに該当します。

出精値引き		▲228 円
値引き後総計		11,000 円
10%対象	税抜 4,993 円	消費税額 499 円
8 %対象	税抜 5,100 円	消費税額 408 円

《10%対象》
 $(5,200 \text{ 円} + 520 \text{ 円}) - 228 \text{ 円}$
 $= 5,492 \text{ 円}$
 $5,492 \text{ 円} \times 10 / 110 \div 499 \text{ 円}$
 $5,492 \text{ 円} - 499 \text{ 円} = 4,993 \text{ 円}$

(物品切手等を値引販売した場合の適格請求書の記載事項)

問 62 当社で主催する演劇の入場券について、一定の販売方法においては、券面金額から一定金額を値引きして販売しています。例えば、12,000 円の入場券について、1,000 円引きの 11,000 円で販売しています。このような場合において、当該入場券と引換えに行う演劇に係る適格請求書（又は適格簡易請求書）の記載事項はどのようなになりますか。【令和 4 年 11 月追加】

【答】

適格請求書（又は適格簡易請求書）に記載する「課税資産の譲渡等の税抜価額（又は税込価額）を税率ごとに区分して合計した金額」は、売手において課税売上げとして計上する金額を基礎として記載することとなります。

この点、貴社は、当該入場券を 11,000 円で販売しているとのことですので、当該入場券と引換えに行う演劇（役務の提供）の対価（課税売上げとして計上する金額）は、11,000 円となります。

したがって、当該入場券と引換えに行う演劇について適格請求書（又は適格簡易請求書）を交付する場合、当該適格請求書等に記載する「課税資産の譲渡等の税抜価額（又は税込価額）を税率ごとに区分して合計した金額」は、券面金額としている 12,000 円ではなく、実際に受領した金額 11,000 円を基礎とした金額となります。

（参考） 当該入場券のような物品切手等で適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されているものが、引換給付の際に適格請求書発行事業者により回収される場合、当該物品切手等により役務の提供等を受ける買手は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除の適用を受けることができます（新消令 49①一口）。

このような物品切手等を値引販売する場合も、当該物品切手等に記載すべき「課税資産の譲渡等の税抜価額（又は税込価額）を税率ごとに区分して合計した金額」は値引後の金額を基礎とした金額となります。